

平成30年度塩竈市営住宅
申込のしおり

宮城県住宅供給公社

入居管理課募集班

電話 (022) 224-0014
仙台市青葉区上杉一丁目1番20号
ふるさとビル1階

※塩竈市地域優良賃貸住宅との重複申込みはできません。

《 はじめに 》

定期募集について

- 平成30年度の定期募集は、6月、9月、12月、3月を予定し（変更になる場合があります。）、募集住戸（入居可能日までに修繕が完了する住戸）についての募集となります。
申込み受付後に抽選で仮当選者を決定し、仮当選者の方に資格確認の書類を提出いただき、審査を行います。
また、仮当選されなかった方については名簿登録者（登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。）となり、仮当選者が辞退した場合に斡旋となります。名簿登録者の有効期限は、募集月の翌々月の1日となります。
- 入居申込資格条件等を確認のうえ、塩竈市営住宅申込用紙に必要事項を記入し、宮城県住宅供給公社に郵送で受付期間内にお申込み（受付期間内の郵便局消印有効）ください。（複数の申込みはできません。）
- 申込みは、1世帯につき1住戸です。
- 入居申込資格条件に合わない場合や、申込書と資格確認書類の内容に相違がある場合、あるいは期日までに書類の提出が無い場合は、仮当選無効となりますので十分注意してください。

入居申込みをされる方は

必ず、この「申込のしおり」をお読み下さい。

特に、下記の点には十分ご注意ください。

◎申込(入居)資格には条件があります。

2ページをご覧ください。

◎住宅によって、設備や間取りに違いがあります。

市営住宅の概要・別添の図面をご覧ください。

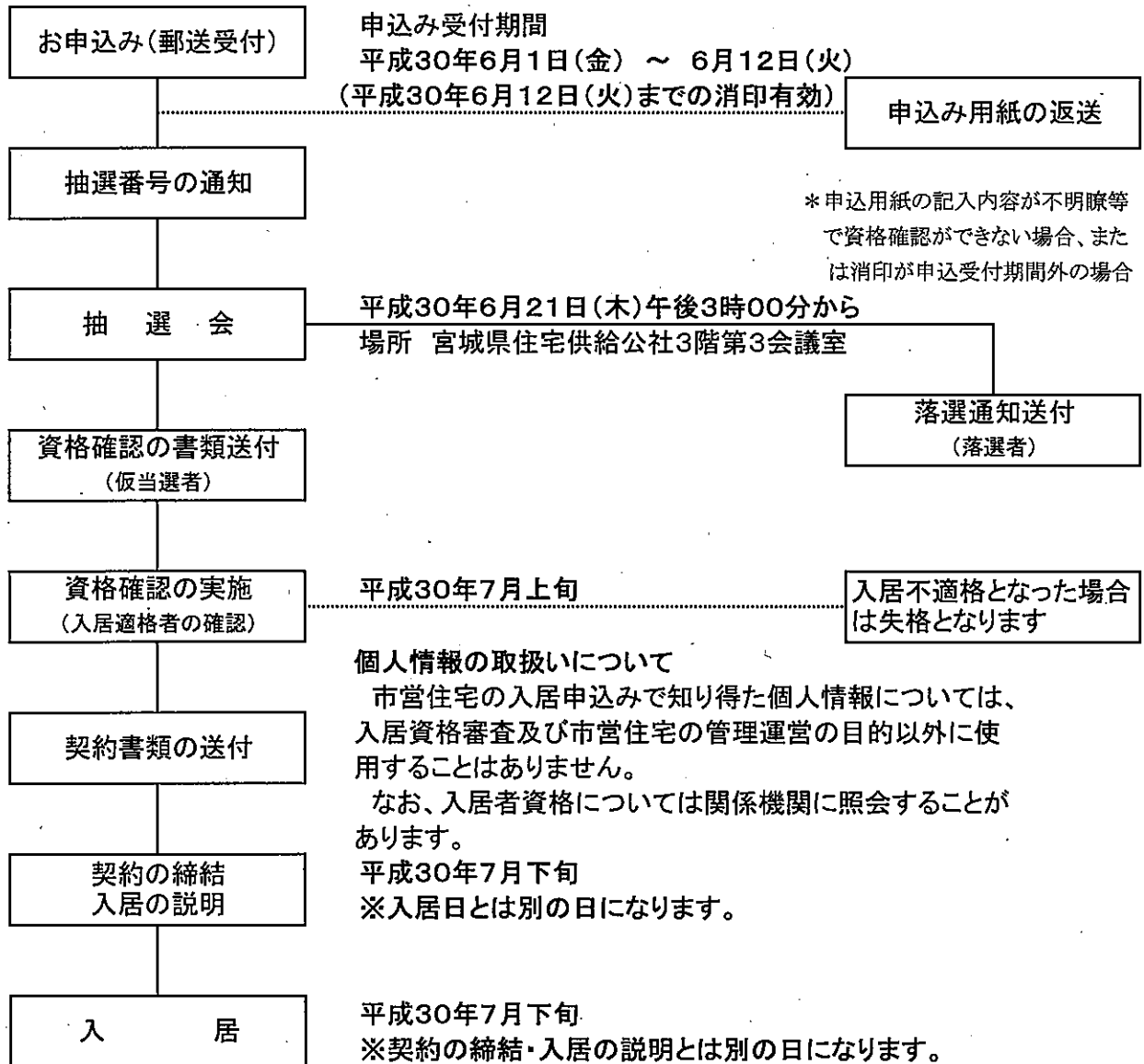
◎入居申込の方法等にご注意ください。

6～7ページをご覧ください。

[注意]

仮当選しても入居資格審査により、入居出来ない場合もあります。

市営住宅募集の申込みから入居まで



市営住宅は、共同住宅であるため、入居者の皆さんが協力して快適な団地生活ができるよう様々なルールがあります。次のことを守れない方は、周囲とのトラブルの原因となり、住宅明渡しの対象ともなりますので、念頭においてお申込みください。

1 犬猫等の動物飼育はできません。(ただし、市営伊保石住宅、市営清水沢東住宅1号棟及び浦戸地区(浦戸桂島住宅、浦戸野々島住宅、浦戸寒風沢住宅、浦戸朴島住宅)のみ動物飼育可)

2 車は契約駐車場以外の敷地、通路等には駐車できません。

*団地内に違法駐車された場合は、レッカー車により移動されることもあります。

3 騒音を無神経に発生させる。また生活音に理解なく過剰に反応する。

*市営住宅は住居が隣接する共同住宅です。無神経に騒音を発生させることは近隣入居者の迷惑となります。また上階入居者などの生活音が聞こえますが、共同住宅であるため、やむを得ないことをご理解いただくこととなります。

1. 入居申込

(1) 申込資格

次の条件のすべてに該当する方が入居申込みできます。

①現在、住まいに困っていることが明らかな方（持家のない方）。

入居契約日前までに現在の持家を「売買契約書や登記簿謄本等」で処分したことが確認できる場合に申込できます。

②現に同居する親族がいるか、又はこれから同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方やその他婚姻の予約者を含む。）がいる方。

*ただし、次のいずれかの単身者の方は入居申込みできます。

○戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症～第6項症まで、又は同表別表第1号表の3の第1款症の障害のある方

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

○海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引揚げた日から起算して5年未満の方

○ハンセン病療養所入所者等に対する補助金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

○満60歳以上の方

○浦戸地区（浦戸桂島住宅、浦戸野々島住宅、浦戸寒風沢住宅、浦戸朴島住宅）希望者で、浦戸地区に勤務場所を有している方。

○身体障害者手帳の交付を受け、1～4級の障害のある方

○精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1～3級の障害のある方

○療育手帳の交付を受け、A又はBの障害のある方

精神・療育に該当する世帯の方は入居後に常時の相談体制や緊急時における医療機関等への連絡等の地域における支援が可能であることが入居の前提となります。

○DV(配偶者からの暴力)被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない方、又は裁判所で保護命令を受けた被害者で保護命令が出されて5年を経過していない方

○生活保護法第6条第1項に該当する方

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14号第1項に規定する支援給付を受けている方

③政令月収が下表に該当する方

世帯の種類	公営住宅の場合	改良住宅の場合
一般階層世帯	158,000円以下	114,000円以下
裁量階層世帯	214,000円以下	139,000円以下

*政令月収とは、世帯全員の所得合計から各種控除の合計を引き、12ヶ月で

割った額。(12～16ページをご参考に計算してください。)

*改良住宅とは、桜ヶ丘住宅の一部と貞山通住宅です。公営住宅と比べ、政令月収の基準と家賃の一部に違いがあります。

*裁量階層世帯とは、次のいずれかに該当する世帯です。一般階層世帯と比べ、政令月収の基準が緩和されています。

- 満60歳以上(18歳未満の方を含んでも良い)の方で構成される世帯
- 身体障害者手帳の交付を受け、1～4級の障害のある方がいる世帯
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1～2級の障害のある方がいる世帯
- 療育手帳の交付を受け、A又はBの障害のある方がいる世帯
- 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症～第6項症まで、又は同表別表第1号表の3の第1款症の障害のある方がいる世帯
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
- 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引揚げた日から起算して5年未満の方がいる世帯
- ハンセン病療養所入所者等に対する補助金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯
- 小学校就学前の子がいる世帯

④次の税、家賃等を滞納してない方

*市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税、軽自動車税、市営住宅家賃(以前居住分も含む)など。

⑤暴力団員でないこと

*暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定されるもの。

(当選者は所轄警察署へ暴力団員の有無(該当)についての照会を行います。)

⑥これから結婚を考えている方

入居契約日前までに婚約者の方と「入籍」できる方であれば申込みできます。

⑦これから離婚を考えている方

入居契約日前までに離婚していることが条件となります。

(2) 住宅を選ぶときのご注意

①住宅ごとに、設備や間取りに違いがあります。(別添資料でご確認ください)

- エレベータ エレベータがある住宅とない住宅があります。
- 駐車場 有料でお貸ししていますが、住宅によっては、満車でお貸しできない場合があります。また、東玉川住宅、玉川住宅及び浦戸地区(浦戸桂島住宅、浦戸野々島住宅、浦戸寒風沢住宅、浦戸朴島住宅)は駐車場がありません。
- 風呂釜、浴槽 風呂釜、浴槽のない住宅があります。入居時に、入居者のご負担で設置していただきます。また、退去時は撤去していただきます。
- トイレ トイレの型式が和式の住宅と洋式の住宅があります。

②世帯の状況によって、申込みや入居を制限している住宅があります。

市営住宅の入居条件のほかに下記の条件に該当する方が入居できます。

新玉川住宅(4LDK)

世帯員数が4人以上の世帯が申込みできる住宅です。

新玉川住宅(3LDK)・大日向住宅(3DK)・梅の宮住宅(3DK)

世帯員数が3人以上の世帯が申込みできる住宅です。

*ただし、4人以上、3人以上でも、原則として、他の住宅の申込みはできません。

シルバーハウジング(大日向住宅1、2号棟の2DK)

次の条件にすべて該当している方が申込みできる住宅です

○満60歳以上の単身者、または、満60歳以上の親族関係にある2名からなる世帯。

ただし、同居者が、配偶者の場合はその年齢が満50歳以上であれば可能。

○市内に引き続き1年以上居住している方。

○日常生活(歩行、食事、着脱衣、入浴、排便等)が可能で、かつ、自炊ができる程度におおむね健常である世帯。

※入居中に、日常生活ができなくなった場合は退去していただきます。

○入居時に電話を設置していただける方。(※入居者負担)

○見守りサービスの利用負担金がかかります。

③室内の下見はできません。

別添の図面でご確認ください。

(3) 次のような方は申込まれても失格となりますのでご注意願います。

- 申込資格に該当しない場合。
 - 世帯内で複数の市営住宅に申込みをされた場合。
 - 不自然な世帯分離・合併をしている場合。(夫婦の別居、兄弟姉妹での申込み等)
 - 申込書に虚偽の記載があった場合。
 - すでに公営住宅に入居されている場合(特別の事情がある場合を除く。子供の結婚等により世帯分離する場合等)。
 - 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員)の者。
(仮当選者は所轄警察署へ暴力団員の有無(該当)についての照会を行います。)
- ※申込時に入居資格を有しても、資格確認時に資格がない場合は入居できないことがあります。その際は、申込が無効となり、入居申込者、同居者全ての入居をお断りします。
- ※仮当選を放棄したり、斡旋を辞退した場合は権利は消滅し、改めてお申込みいただくこととなります。

平成 30 年 6 月 定期募集

1. 申込みについて

- (1) 申込期間 平成30年6月1日(金)～平成30年6月12日(火)
郵送のみでの受付。6月12日(火)の消印有効
- (2) 提出書類 塩竈市営住宅申込用紙 ※同居人続柄の記載はご注意下さい。
- (3) 配布期間 平成30年6月1日(金)～平成30年6月12日(火)
- (4) 配布場所 塩竈市建設部定住促進課
宮城県住宅供給公社入居管理課
(募集期間中の土日祝日は、宮城県住宅供給公社(ふるさとビル)で配布
しています。)

2. 公開抽選会について

次のとおり公開抽選会を開催します。

※抽選会への出席・欠席は、抽選結果の当落には関係しません。

公社職員が公正に公開抽選を行います。会場には関係者の方どなたでもお越しいただき抽選のご確認
ができます。

- (1) 日 時 平成30年6月21日(木) 午後3時00分～
- (2) 会 場 宮城県住宅供給公社3階第3会議室
仙台市青葉区上杉一丁目1番20号 ふるさとビル
抽選会場へのご来場の際は、「抽選番号票」(ハガキ)をお持ちください。
なお、抽選会場には、公共の交通機関でご来場ください。
- (3) 抽選方法 住宅毎に連番制による抽選を行います。
入居する部屋は市の指定になりますのでご了承ください。
抽選で仮当選されなかった方については名簿登録者(入居補欠者登
録、登録順番は仮当選番号の次の番号から連番で番号を付します。)と
なり、仮当選者が辞退した場合に斡旋となります。
名簿登録者の有効期限は募集月の翌々月の1日までとなり、繰上げ
仮当選になった場合にのみご連絡します。(それ以外の場合は次回以
降の募集で再度お申込み願います。)

※連番制による抽選方式

名簿登録を行うため、連番制による抽選方式としています。

例 募集戸数2戸に対し申込者が10名(抽選番号①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩)の場合
抽選により出玉③がでた場合
仮当選者は③④となり、次に⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②の連番順で名簿登録します。

(4) 抽選に際しての優遇措置について

優遇対象世帯に対しては、抽選番号がひとつ多く割り当てられます。

対象となる世帯は次の表のとおりです。

塩竈市営住宅入居申込用紙の抽選優遇資格確認欄の番号に○をご記入下さい。番号に○印がない場合は抽選の優遇措置を受けられません。

なお、仮当選後の資格確認において、抽選優遇資格を証明する書類を確認します。

虚偽の申請があったことが判明した場合は入居できません。

優遇措置の対象となる世帯の項目に複数該当されても、抽選番号は「2つ」です。

例 (1)に該当・・・割り当てられる抽選番号は、「2つ」

(1)及び(2)に該当・・・割り当てられる抽選番号は、「2つ」

【優遇措置の対象となる世帯】

世帯区分	要件
(1) 母子・父子世帯	戸籍上配偶者が無く（死別・離婚・未婚）、現に20歳未満の子を扶養している世帯。 （ただし、現在、児童扶養手当証書・母子父子医療費受給者証がない場合は該当しない。手続き中の場合も、該当しない。）
(2) 障害者世帯	身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）・療育手帳（A～B判定）の交付を受けている方を含む世帯。
(3) 高齢者世帯	満60歳以上の方のみで構成される世帯。（ただし、18歳未満の方を含んでもよい。）
(4) 生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護を受給している世帯。
(5) 配偶者からの暴力被害者	配偶者からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない方、または裁判所で保護命令を受けた被害者で、保護命令が出されてから5年を経過していない方。
(6) 戦傷病者等世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方。ハンセン病療養所へ入所されている方。原子爆弾被爆者。5年未満の引揚者
(7) 中国残留邦人のいる世帯	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方がいる世帯。

大日向住宅のシルバーハウジングは優遇措置の対象外となります。

2. 資格確認について

仮当選した方には、入居にあたりまして資格確認を行います。

(必要書類につきましては19～20ページを参考にしてください。)

必要書類が不足しているときは入居できません。ご注意ください。

待機者の方は、宮城県住宅供給公社からの連絡後に必要書類を取り揃えてください。

※単身世帯での入居の場合

身元引受者が必要となります。

身元引受者に関する書類

- ・身元引受者の印鑑登録証明書（連帯保証人と同一とすることが出来ます。)

3. 入居契約について

入居契約時には、次の手続きが必要です。

(1) 連帯保証人を立てること

所得が入居者世帯の総所得と同程度以上で、原則として塩竈市内に住所がある方を1名立てていただきます。

連帯保証人に関する書類

- ・連帯保証人の印鑑登録証明書
- ・連帯保証人の所得証明書等（所得のあること）
- ・連帯保証人の住民票（住民票コード以外省略のないもの）

(2) 敷金等を納入すること

家賃の3ヶ月分の「敷金」及び「日割家賃」を納入していただきます。

駐車場契約を行う際には、駐車場の保証金3ヶ月分及び「日割使用料」も納入していただきます。

(3) 入居する日を守ること

原則として、市の指定する日までに入居していただきます。（住民票を異動していただきます）

4. 入居したとき

入居中は、特に、次のことをお守りいただきます。お守りいただけない場合は退去していただくこともありますので、ご注意ください。

(1) 家賃は決められた期間に支払うこと

原則として、滞納月数が3ヶ月以上を超えると即刻退去していただきます。

※納付忘れを防ぐため、口座振替をお勧めします。

(2) 収入報告をすること

翌年度の家賃算定のために、年に一度、収入報告していただきます。

また、世帯全体の所得が「P2の1.(1).③」に記載されている「公営住宅」の政

令月収を超えると「収入超過者」となり、段階的に「近傍同種の家賃」になります。

その為、例年同じ所得だとしても「家賃」は大幅に上がる場合があります。ご注意ください。また、民間住宅への住替えをご検討ください。

※公営住宅法施行令第8条の規定を準拠しております。

(3) 世帯員や連帯保証人に変動があった時は報告すること

入居資格や家賃等に変更が生じることがありますので必ず承認申請をしていただきます。

主な報告義務のある項目

- ・入居名義人を変えるとき
- ・新たに同居人が増えるとき
- ・同居人に異動があったとき
- ・連帯保証人を変更するとき など

*なお、特別な事情がない限り承認できない場合もあります。

(4) ペットの飼育をしないこと

室内での飼育の他、ベランダや住宅の敷地内での餌付けなども禁止です。

ただし、市営伊保石住宅、市営清水沢東住宅1号棟及び浦戸地区（浦戸桂島住宅、浦戸野々島住宅、浦戸寒風沢住宅、浦戸朴島住宅）のみ飼育可。

(5) 騒音に注意すること

すべての市営住宅は、隣近所に接した共同住宅です。テレビの音や足音などには注意して下さい。

(6) 違法駐車はしないこと

他の入居者や緊急車両の進入に影響しますので、指定された駐車スペース以外への駐車は禁止です。

(7) 共益費等を負担すること

共同住宅ですので、入居者が協力し合って管理運営していただくことがあります。

共同で使用する場所の電気代などは、共益費として入居者が負担することになっています。

また、入居者には敷地内の生活環境を保全する清掃等行っていただいております。

(8) その他

市営住宅は共同住宅です。市及び各住宅の管理連絡員に協力していただくとともに、他の住民とトラブルをおこさないようにしてください。

5. 退去したとき

○市営住宅退去時の修理費負担金について

市営住宅を退去するときは、市営住宅条例の「入居者の費用負担義務」に基づき、修理費用の一部をご負担いただくこととなっています。

日頃から住宅をきれいに大事に使っていただければ、それだけ費用負担も少なく済みます。

反面、入居年数が短く、きれいに使用されていても、畳の表替えと襖・障子の張り替えは必ずご負担いただくこととなっておりますので、間取り等に応じた相当額の退去時修理費負担金が必要となります。

1) 必ずご負担いただくもの

畳の表替え及び、襖・障子の張り替え費用

2) 住まい方や入居年数により負担額が変わるもの

別紙「塩竈市営住宅修繕費用負担区分について」記載の「入居者負担」部分
(入居時にお渡しします)

6. 月額所得の算出について

各種控除要件および控除額

控除の種類	控除の内容	控除額
親族控除	同居しようとする親族（申込本人は除く）および遠隔地扶養親族（婚約も含む）。	1人あたり 380,000円
老人配偶者控除 老人扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族のうち、満70歳以上の方。	1人あたり 100,000円
特定扶養親族控除	扶養親族（配偶者は除く）および遠隔地扶養親族のうち満16歳以上23歳未満の方。	1人あたり 250,000円
寡婦（夫）控除 <u>※法律婚によらないで母または父となったもので現に法律婚をしていない方も対象になりました。この場合は所得税法によりません。</u>	<p>【寡婦】 ①夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない一定の方で、扶養親族がいる方または年間総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者または扶養親族とされている子は除く）がある方。 ②夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方。</p> <p>【寡夫】 妻と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または妻の生死が明らかでない一定の方で、年間総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者または扶養親族とされている子は除く）があり、合計所得金額が500万円以下の方。</p>	1世帯あたり 270,000円 ※その者の所得が270,000円未満のときはその金額

<p>障害者控除</p>	<p>申込本人や同居人および同居しようとする親族並びに遠隔地扶養親族のうち、障害者がいる場合。</p> <p>【特別障害者】</p> <p>① 身体障害者手帳1級、2級の方 ② 精神障害者保健福祉手帳1級の方 ③ 療育手帳Aの方</p> <p>【普通障害者】</p> <p>① 身体障害者手帳3級～6級の方 ② 精神障害者保健福祉手帳2級、3級の方 ③ 療育手帳Bの方</p>	<p>【特別障害者】</p> <p>1人あたり 400,000円</p> <p>【普通障害者】</p> <p>1人あたり 270,000円</p>
--------------	--	---

注) 所得税法により認定されていること。

月所得額の計算方法

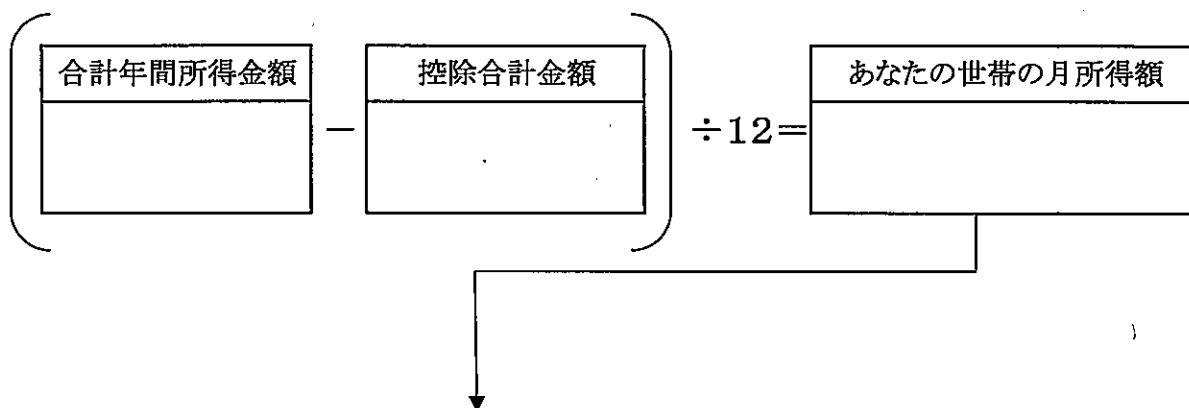
1 月所得金額の算出表

入居申込みをする場合の月所得額計算は、申込み本人及び同居親族(婚約者・内縁含む)で収入のある方全員の課税所得の合計金額が対象となります。

あなたの世帯の月所得額の算出法

課税所得(収入額ではなく、所得額を記入します。)

本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円



○一般住宅

計算後の月所得額	収入分位	
0 ~ 104,000	A	一般
104,001 ~ 123,000	B	
123,001 ~ 139,000	C	
139,001 ~ 158,000	D	
158,001 ~ 186,000	E	裁量階層
186,001 ~ 214,000	F	

○改良住宅

計算後の月所得額	収入分位	
0 ~ 104,000	A	一般
104,001 ~ 114,000	B	
114,001 ~ 123,000	E	裁量階層
123,001 ~ 139,000	F	

・一般住宅のE・F, 改良住宅のE・Fは, ○・○ページの裁量階層世帯に該当した世帯のみの基準。

所得計算の方法

給与収入の方

●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか？

現在の勤務先に平成28年12月以前に就職し、現在まで勤務しているとき。

現在の勤務先に平成29年1月以後に就職し、現在まで勤務しているとき。

●勤務先発行の平成29年分源泉徴収票

①

平成29年分 給与所得の源泉徴収票	
支払を受ける者 住所又は居所	氏名 (フリガナ) (仮名)
種別	支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額
控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者の有無等 扶養親族等の数(配偶者を除く) 障害者の数(配偶者を除く) 社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 損害保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額
(源泉)年固定率控除額	国民年金保険料等の金額 配偶者の合計所得

円 (1年間の所得)

→2ページ所得へ(給与収入の方)

●市町村発行の平成29年分の総所得額を記載してある証明書(②③いずれかで確認してください)

②

平成30年度(平成29年分) 市・県民税課税証明書	
住所 氏名	課税年度 平成30年度(平成29年分)
所得	給与 収入金額 所得金額 所得区分
所得	公的年金等 収入金額 所得金額 所得区分
	雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除
	所得割額 均等割額 均等割額 均等割額 均等割額 均等割額 均等割額
	年税額 扶養人数

円 (1年間の所得)

→2ページ所得へ(給与収入の方)

③

平成30年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	
所得	給与収入 給与所得 所得区分 総所得金額①
所得	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料
所得	障・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②
所得	総所得① 分離短期課税 分離長期課税 山林所得 株式等の譲渡 先物取引
所得	扶養親族該当区分 本人該当区分

円 (1年間の所得)

→2ページ所得へ(給与収入の方)

給与収入の方

●勤務先発行の給与等支払証明書

給与支払証明書

住所 _____

氏名 _____

1 採用年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

2 扶養親族 配偶者控除 有 ・ 無 (いずれかを○でかこむ)
その他扶養親族控除 人

3 支給総額						
年月	本	解	手当	手当	手当	計
	円		円	円	円	円
計						*****

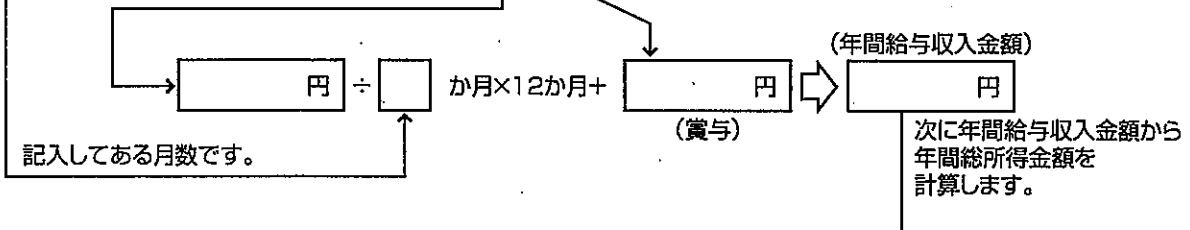
4 賞与
 年月 円
 年月 円
 合 *****

上記のとおりであることを証明します。
 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 代表者氏名 _____

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

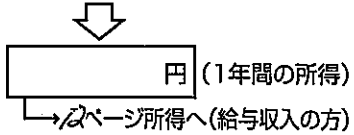
計算での注意

- ・金額のなかで1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・通勤手当等の非課税分は計算にいれません。



※ 年間給与収入金額から、年間総所得金額を計算する方法

年 間 給 与 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額	
651,000円未満	年 間 総 所 得 = 0	
651,000円以上～ 1,619,000円未満	年 間 総 収 入 金 額 - 650,000円 = 年間総所得	
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	年 間 総 所 得 = 969,000円	
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	年 間 総 所 得 = 970,000円	
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	年 間 総 所 得 = 972,000円	
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	年 間 総 所 得 = 974,000円	
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	年間総収入金額を4で割り、その答えの1,000円未満を切捨てた金額を右のAに当てはめてください。	A × 2.4 = 年間総所得
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満		A × 2.8 - 180,000円 = 年間総所得
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満		A × 3.2 - 540,000円 = 年間総所得
6,600,000円以上～ 10,000,000円未満	年 間 総 収 入 金 額 × 0.9 - 1,200,000円	



事業収入の方

●現在の事業をいつから始めましたか？

平成28年12月以前から
事業を始めたとき。

平成29年1月以後に事業を
始めたとき。

●平成29年分の所得税の確定申告書の控

所得金額	事業	営業等	①																
		農	業	②															
		不	動	産	③														
		利	子	④															
		配	当	⑤															
		給	与	⑥															
		雑		⑦															
		総合課税一時 ⑧+1(⑧+⑨)×1/2		⑧															
		合	計	⑨		*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

円 (1年間の所得)
→2ページ所得へ(事業収入の方)

●収支明細書(事業所得者用)

☆収支明細書は、募集月の前月までの12か月間(12か月にならないときは今の仕事を始めてから募集月の前月までの期間)について自分で記入します。

ここに注意

- ・実績の金額ですから1円の単位まで正確に記入してください。
- ・認められる支出の項目は、確定申告において税法上必要経費として認められるものに限りします。
- ・明細書の内容について、書類を確認する場合があります。

計算での注意

- ・金額のなかで、1か月分に満たない月は除いて計算してください。
- ・事業を開始した日が最近で、まだ1か月分に満たない場合は0円として計算してください。
- ・1年間の所得で1円未満は切捨ててください。

この用紙は仮当選後申込者に郵送します

収支明細書 (事業所得者用)				
1 事業及び事業内容				
2 事業所の所在地				
3 事業開始年月日	平成 年 月 日			
【月別収支内訳】				
	収入の部	支出の部	差引純利益	
			計(イ)	計(ロ)
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
※月				
計				*****

→※募集の前月が最後の月になります。

記入してある月数です。

円 ÷ 月数 × 12か月 → 円 (1年間の所得)
→2ページ所得へ(事業収入の方)

年金収入(非課税)の方

①障害の名称がつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません。 (収入として扱いません)
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③母子の名称がつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金, 厚生年金, 共済年金, 恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか?

平成28年12月以前から
支給されている方

平成29年1月以後から
支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

平成29年分 公的年金等の源泉徴収票

住所	〒	市区町村	番	組	丁目	番	号
氏名							
所得	支払金額	源泉徴収額					
年金	円	円					
扶養控除等 申告書の提出	有	無	控除対象扶養親族の有無等	有	無	控除対象扶養親族の有無等	有
扶養親族の数	控除対象の額 (本人以外)	社会保険料の金額 (介護保険料別)					
特 定	控 除	特 別	控 除				
人	人	人	人	円			
0	0	0	0	円			
支払を受ける者の年令の欄別	支払を受ける者の年令の欄別						

2か月に1度の支給金額×6

●所得算出表

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額(A)	所得金額になおす計算式
年齢65歳以上の方	120万円未満	0円
	120万円以上～330万円未満	(A) - 120万円
	330万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5,000円
	770万円以上	(A) × 0.95 - 155万5,000円
年齢65歳未満の方	70万円未満	0円
	70万円以上～130万円未満	(A) - 70万円
	130万円以上～410万円未満	(A) × 0.75 - 37万5,000円
	410万円以上～770万円未満	(A) × 0.85 - 78万5,000円
	770万円以上	(A) × 0.95 - 155万5,000円

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。
 ※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

(1年間の所得)
 円

1/2ページ所得へ(年金収入の方)

市 営 住 宅 の 概 要

(1) 塩竈市営住宅 (公営)

住宅名	住所	建設年度	構造	間取り	管理戸数	設備	駐車場数
清水沢 1～3棟	清水沢2丁目 23-1他	S51	中耐・ 5階建	3K	100	浴槽・風呂釜 無 洋式トイレ	62
桜ヶ丘 1.2棟	桜ヶ丘 6-1	S49～50	中耐・ 5階建	3K	20	浴槽・風呂釜 無 和式トイレ	19
東玉川 1棟	東玉川 10-24	S49	中耐・ 5階建	3K	20	浴槽・風呂釜 無 和式トイレ	0
玉川 1～5棟	玉川3丁目 7-18他	S38	簡耐平屋	2K	12	浴槽・風呂釜 無 洋式トイレ	0
				3K	8		
大日向 1～5棟	大日向町 8-1他	H9～12	中耐・ 3階建	2DK (シルバー)	21	浴槽・給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 有	80
				3DK (3人以上)	60		
新玉川 1～4棟	母子沢町 1-1他	H2～6	中高耐 4～7 階建	2LDK	34	浴槽・風呂釜 有 洋式トイレ *エレベータ 有 (2.3棟)	121
				3LDK (3人以上)	79		
				4LDK (4人以上)	31		
新浜町 1～3棟	新浜町2丁目 21-2他	S47～49	中耐・ 4階建	3K	72	浴槽・風呂釜 無 和式トイレ	25
梅の宮 1.2棟	字庚塚 1-1	H16～18	中高耐 4～6 階建	2DK	32	浴槽・給湯設備 有 洋式トイレ *エレベータ 有	34
				3DK (3人以上)	16		
庚塚 1棟	松陽台2丁目 15-1他	S53	中耐・ 5階建	3K	30	浴槽・風呂釜 無 洋式トイレ	20

(2) 塩竈市営住宅 (改良)

住宅名	住所	建設年度	構造	間取り	管理戸数	設備	駐車場数
桜ヶ丘	桜ヶ丘 6-1	S49～50	中耐・ 5階建	3K	40	浴槽・風呂釜 無 和式トイレ	公営に含 む。
貞山通	貞山通2丁 目6-9他	S45～47	中耐・ 4階建	2K	48	浴槽・風呂釜 無 和式トイレ	7

(3) 今回の募集で災害公営住宅を一般の市営住宅として募集する住宅の概要

住宅名	住所	建設年度	構造	間取り	管理戸数	設備	駐車場数
浦戸寒風沢 (ペット可)	浦戸寒風沢 字寒沢3- 5他	H27	木造・ 平屋建 (長屋・ 戸建)	2DK	5	浴槽・風呂釜・ 給湯設備有 洋式トイレ	0
				3DK (2人以上)	6		
清水沢東 1~3棟 (1号棟のみ ペット可)	清水沢三丁 目23-3 他	H28	中耐・ 3階建 中高耐 6階建	1LDK	42	浴槽・風呂釜・ 給湯設備有 洋式トイレ *エレベータ有	170
				2DK	45		
				2LDK (2人以上)	18		
				3DK (2人以上)	26		
				3LDK (3人以上)	27		
				4DK (3人以上)	12		

7 資格確認の必要書類について

仮当選した方には、入居にあたりまして資格確認を行います。

(補欠者は、宮城県住宅供給公社からの連絡後に必要書類を取りそろえてください。)

以下の表をご覧のうえ、該当する書類をすべて資格確認の時にご持参ください。

*** 申込者及び同居者で18歳以上の方は、該当する書類全てが必要です。**

*** 給与所得・事業所得・年金所得を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出してください。**

給与所得がある	証明書類の説明	下記(1)	下記(2)	下記(3)	下記(6)	下記(7)	下記(11)
	必要な書類 内容	住民票 (入居予定者全員分・ 記載省略がないもの)	平成30年度 所得証明書 (控除明細があるもの)	すべての市町村税 に未納がないことの 証明書(18歳以上の すべての方)	給与支払 証明書	勤務先証明書	退職証明書
	平成28年12月以前から 引き続き勤務している方	○	○	○	×	○	×
	平成29年1月以降に現在の 会社に勤務している方	○	○	○	○	○	○
	申し込む月から就職された 方(見込み)	○	○	○	○	○	○

* 所得証明書について

控除明細のないもの場合は、健康保険被保険者証の写し、及び下記(5)平成29年分源泉徴収票も併せて提出してください。

事業所得がある	証明書類の説明	下記(1)	下記(2)	下記(3)	下記(6)
	必要な書類 内容	住民票 (入居予定者全員分・ 記載省略がないもの)	平成30年度 所得証明書 (控除明細があるもの)	すべての市町村税 に未納がないことの 証明書(18歳以上の すべての方)	収支明細書及び 帳簿の写し
	事業所得者の方 (平成29年12月以前から)	○	○	○	×
	事業所得者の方 (平成30年1月以降から)	○	○	○	○
	日雇いの方	○	○	○	○

* 所得証明書について

控除明細のないもの場合は、下記(4)平成29年分確定申告書(控)の写しも併せて提出してください。

年金所得がある	証明書類の説明	下記(1)	下記(2)	下記(3)	下記(8)
	必要な書類 内容	住民票 (入居予定者全員分・ 記載省略がないもの)	平成30年度 所得証明書 (控除明細があるもの)	すべての市町村税 に未納がないことの 証明書(18歳以上の すべての方)	年金証書及び 支払通知書の写し
	国民(老齢)年金、厚生(老齢) 恩給、各種共済年金を受けて いる方	○	○	○	○

* 住民票、所得証明書及び戸籍謄本等の公的証明書は、3ヶ月以内に交付されたものを有効とします。

■ 証明書類の説明

- (1) 住民票…………… 入居する方全員分必要となります。(住民票コード以外記載省略がないもの)
- (2) 平成30年度所得証明書…………… 各市町村で発行しているもの「平成30年度所得証明書」(控除明細があるもの)
- (3) すべての市町村税に未納がないことの証明書…………… 現住所地の市役所税務課・納税課等から証明を受けてください。
- (4) 平成29年分確定申告書(控)写し…………… 今年確定申告された方はその申告書(控)の写し。
- (5) 平成29年分源泉徴収票…………… 勤務されている会社などが発行します。ただし、代表者印が捺印されているもの。
- (6) 給与支払証明書、収支明細書…………… 郵送される「給与支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (7) 勤務先証明書…………… 郵送される「勤務先証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (8) 年金証書・支払通知書の写し…………… ①日本年金機構で発行する平成29年分公的年金等の源泉徴収票(ハガキ)、又は厚生年金支払通知書(ハガキ)、②各種共済組合の送金案内書、③各種年金証書。

* 本人または同居予定の方で、現在無職・無収入の場合に次の書類が必要です。

証明書類の説明	下記(1)	下記(3)	下記(8)	下記(9)(10)	下記(11)	下記(13)	下記(14)
必要な書類 内容	住民票 (入居予定者 全員分・記載省 略がないもの)	すべての市町村 税に未納がない ことの証明書(18 歳以上のすべて の方)	年金証書の写 し及び支払通知 書の写し	離職票または 雇用保険受給 資格証	退職証明書	生活保護 受給証明書	平成30年度 所得証明書等 (控除明細が あるもの)
遺族年金、障害年金、障害手 当金、母子年金等を受けている 方	○	○	○	×	×	×	○
入居契約までに、退職するこ とが決まっている方	○	○	×	○ (入居契約・説明会 までに提出のこと)	○ (退職見込証明書 下記(12))	×	○
平成29年1月1日以降退職し、 雇用保険を受けている方	○	○	×	○	×	×	○
平成29年1月1日以降退職し、 雇用保険を受けていない方	○	○	×	×	○	×	○
生活保護を受けている方			○	○	○	○	
仕送りを受けている方	○	○	(年金を受けている 方は必要)	(雇用保険を受けて いる方は必要)	(最近会社を退職し た方は必要)	(生活保護を受けて いる方は必要)	○
婚約中で無職の方							
申込者、同居者(18歳以上)、 婚約者が無職、無収入の方	○	○	×	×	×	×	○

■その他状況により必要とする書類

持ち家をお持ちの方	売買契約書(入居契約時までに提出していただきます。)
婚約し入居申込みをする場合	郵送される「婚姻予約確認書」(入居契約時までに婚姻を証する書類を提出していただきます。)
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳、戦傷病者手帳の写し
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
原子爆弾被爆者	特別手当証書の写し、被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	引揚証明書
外国籍の方または、外国留学生の方	外国人登録原票記載事項証明書及び大学の学長又は学部長が証明する在学証明書
配偶者等からの暴力被害者	婦人相談所の一時保護証明書、母子支援施設の入(退)所証明書または裁判所の保護命令書
犯罪被害者	申告内容の警察等への事件状況確認に関する同意書 交通事故の被害者等である場合は交通事故証明書の写し
母子・父子世帯の抽選優遇者	児童扶養手当証書又は母子・父子医療費受給者証等の写し
母子・父子世帯・単身世帯(お一人 で入居する方)・兄弟など直系親族以 下の方を含む世帯	戸籍謄本 (死別、離婚、婚姻の有無が確認できる戸籍謄本) (その他状況によって必要書類の提出を求めることもございます。)

※その他状況によって必要書類の提出を求めることもございます。

- (9) 離職票の写し..... 退職した会社で発行するもの。
- (10) 雇用保険受給資格者証の写し..... 公共職業安定所で発行する受給資格者証。
- (11) 退職証明書..... 退職した会社から発行されたものを提出してください。
(退職年月日と会社の代表者印が必要です。)
- (12) 退職見込証明書..... 退職予定の会社から発行されたものを提出してください。
(退職予定年月日と会社の代表者印が必要です。)
(なお、入居契約・説明会前までに、(9)(10)(11)のいずれかの書類を提出してください。)
- (13) 生活保護受給証明書..... 福祉事務所で発行する生活保護扶助の証明書
(受給対象者の氏名が全て明記されているものがが必要です。)
- (14) 平成30年度非課税証明書..... 各市町村で発行している「平成30年度非課税証明書」(所得額の記載のあるもの)
(控除明細のあるもの)